

改正後	現 行																			
<p>長野県多面的機能支払交付金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成26年4月1日26農整第172号 <u>最終改正 令和5年4月19日5農整第105号</u></p>	<p>長野県多面的機能支払交付金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">制定 平成26年4月1日26農整第172号 <u>最終改正 令和4年7月27日4農整第458号</u></p>																			
<p>第1～第3 (略)</p> <p>(交付単価)</p> <p>第4 農地維持支払交付金の交付単価は、次の(1)に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 加算単価(削除)</p> <p>(2) 助成措置 県は、毎年度、予算の範囲内で、市町村に対し、対象組織の農地維持活動に要する経費について助成する。</p> <p>第5～第15 (略)</p> <p>附則(平成26年4月1日付け26農整第172号)</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 この通知による改正前の要綱に基づき、平成25年度までに実施した事業の実績報告については、なお従前の例によることとする。</p> <p>3 また、この要綱の制定に伴い、長野県農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け23農整第132号)は廃止する。</p> <p>附則(平成27年4月9日付け27農整第159号)</p> <p>1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。</p> <p>附則(平成27年9月15日付け27農整第509号)</p> <p>1 この要綱は、平成27年9月15日から施行する。</p> <p>附則(平成28年4月1日付け28農整第140号)</p> <p>1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成29年3月30日付け28農整第1020号)</p> <p>1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成29年7月24日付け29農整第387号)</p> <p>1 この要綱は、平成29年7月24日から施行する。</p> <p>附則(平成30年4月2日付け30農整第78号)</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。</p>	<p>第1～第3 (略)</p> <p>(交付単価)</p> <p>第4 農地維持支払交付金の交付単価は、次の(1)及び(2)に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 加算単価 事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落(実施要領第1の12の(4)で定める基準を満たす集落)が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、県の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。 ただし、1小規模集落当たりの交付額は、20万円(うち県の助成15万円)／年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は、40万円(うち県の助成30万円)／年を上限とする。 また、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地目</th> <th>①農地維持支払交付金の10 アール当たりの交付単価</th> <th colspan="2">② ①のうち県の助成</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち県の助成</th> <th>うち国の助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>1,000円</td> <td>750円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>600円</td> <td>450円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>80円</td> <td>60円</td> <td>40円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 助成措置 県は、毎年度、予算の範囲内で、市町村に対し、対象組織の農地維持活動に要する経費((1)及び(2)の規定により算定された額の合計額をいう。)について助成する。</p> <p>第5～第15 (略)</p> <p>附則(平成26年4月1日付け26農整第172号)</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 この通知による改正前の要綱に基づき、平成25年度までに実施した事業の実績報告については、なお従前の例によることとする。</p> <p>3 また、この要綱の制定に伴い、長野県農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け23農整第132号)は廃止する。</p>	地目	①農地維持支払交付金の10 アール当たりの交付単価	② ①のうち県の助成			うち県の助成	うち国の助成	田	1,000円	750円	500円	畑	600円	450円	300円	草地	80円	60円	40円
地目	①農地維持支払交付金の10 アール当たりの交付単価		② ①のうち県の助成																	
		うち県の助成	うち国の助成																	
田	1,000円	750円	500円																	
畑	600円	450円	300円																	
草地	80円	60円	40円																	

改正後	現 行
<p>附則（令和元年5月13日付け元農整第184号）</p> <p>1 この要綱は、令和元年5月13日から施行する。</p> <p>附則（令和2年5月1日付け2農整第149号）</p> <p>1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。</p> <p>附則（令和3年5月20日付け3農整第219号）</p> <p>1 この要綱は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p>附則（令和4年4月1日付け4農整第145号）</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附則（令和4年7月27日付け4農整第458号）</p> <p>1 この要綱は、令和4年7月27日から施行する。</p> <p>附則（令和5年4月19日付け5農整第105号）</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月19日から施行する。</p>	<p>附則（平成27年4月9日付け27農整第159号）</p> <p>1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。</p> <p>附則（平成27年9月15日付け27農整第509号）</p> <p>1 この要綱は、平成27年9月15日から施行する。</p> <p>附則（平成28年4月1日付け28農整第140号）</p> <p>1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附則（平成29年3月30日付け28農整第1020号）</p> <p>1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附則（平成29年7月24日付け29農整第387号）</p> <p>1 この要綱は、平成29年7月24日から施行する。</p> <p>附則（平成30年4月2日付け30農整第78号）</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。</p> <p>附則（令和元年5月13日付け元農整第184号）</p> <p>1 この要綱は、令和元年5月13日から施行する。</p> <p>附則（令和2年5月1日付け2農整第149号）</p> <p>1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。</p> <p>附則（令和3年5月20日付け3農整第219号）</p> <p>1 この要綱は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p>附則（令和4年4月1日付け4農整第145号）</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附則（令和4年7月27日付け4農整第458号）</p> <p>1 この要綱は、令和4年月27日から施行する。</p>